

多機関連携型タイムライン検討作業部会の進め方について

参考資料①

■スケジュールおよび関係機関との調整事項(案)

	会議等	開催時期	検討概要	調整事項、確認事項等
1	準備会	平成31年6月	・検討会設置の経緯 ・検討概要の説明 ・想定被害シナリオ(案)の検討 ・スケジュールの共有	・スケジュールの調整 ・参加機関(案)の確認 ・ファシリテーター(案)の確認 ・他検討事例の確認(アウトプットイメージの共有)
2	事務局検討	～	・関係機関の防災行動項目の整理	・関係機関の防災行動項目の収集
3	研修会	平成31年7月	・千代川水系河川概要の説明 ・想定最大規模洪水による浸水リスクの把握 ・タイムライン作成に向けて	・座学形式(必要に応じて合同現地視察)
4	事務局検討	～	・想定災害シナリオの検討	・関係機関への確認(必要に応じてヒアリング)
5	発足式・ 第1回検討会	平成31年8月	・想定災害シナリオの検討 ・防災行動項目の抽出	・ワークショップ形式(必要に応じて事前説明)
6	事務局検討	～	・関係機関の行動項目の精査	・関係機関への確認(必要に応じてヒアリング)
7	第2回検討会	平成31年10月	・防災行動項目の細分化・具体化 ・参加機関で共有	・ワークショップ形式(必要に応じて事前説明)
8	事務局検討	～	・関係機関の連携項目の抽出	・関係機関への確認(必要に応じてヒアリング)
9	第3回検討会	平成31年12月	・行動項目に対して、「いつ」、「誰が」を確認 ・行動項目の主体・連携機関を確認	・ワークショップ形式(必要に応じて事前説明) ・災害図上訓練形式での確認
10	事務局検討	～	・タイムラインの精査	・関係機関への確認
11	第4回検討会	平成32年2月	・千代川タイムラインの共有	・完成式の開催 ・今後の取組内容の確認

〔参考〕 日野川水系大規模氾濫時のタイムライン検討会構成機関

座長	鳥取大学大学院 工学研究科 教授 黒岩正光	
構成機関	鳥取県	N T T 西日本(株)鳥取支店
	米子市	米子ガス(株)
	伯耆町	N H K 鳥取放送局
	南部町	日本海テレビジョン放送(株)
	日吉津村	(株)山陰放送
	鳥取県警察本部	山陰中央テレビジョン放送(株)
	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局	(株)中海テレビ放送
	国土交通省 中国地方整備局	(株)D A R A Z コミュニティ放送
	鳥取地方気象台	なんぶ幸朋苑
	陸上自衛隊 第8普通科連隊	ゆうゆう壺番館よなご
	J R 西日本(株)米子支社	よなご大平園
	日本交通(株)米子営業所	グループホームやまもと
	日ノ丸自動車(株) 米子支店	博愛会
	中国電力(株)米子電力所	光生会(米子ワークホーム)

千代川水害タイムライン検討会 設置要綱 (案)

(名称)

第1条 本会は、「千代川水害タイムライン検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、台風等による風水害で起こり得る千代川水系大規模氾濫時に備えて、千代川水害タイムライン(防災行動計画)を検討することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1 検討会の参加機関を対象とした千代川流域の国管理区域内における風水害等による大規模氾濫時に備えたタイムライン(防災行動計画)の検討。
- 2 その他必要な事項。

(組織構成)

第4条 検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1 検討会の組織は、別紙に掲げる構成機関とする。
- 2 検討会に、座長を置くものとする。
- 3 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。

(検討会の招集等)

第5条 検討会は、座長の招集により開催する。

- 2 座長は、検討会の構成機関以外の機関等の出席を求めることができる。

(公開)

第6条 検討会は原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 検討会における議事要旨は、検討会后、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所のウェブサイトに掲載するものとする。

(事務局)

第7条 検討会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所に置く。

（雑則）

第8条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会で定める。

（附則）

この要綱は、令和元年○月○日から施行する。